同治年間後期における清朝洋務派の日本論

——李鴻章の場合を中心として——

佐々木揚

はじめに
一　日清修好條規締結後の日本論
二　日本の對外進出をめぐって——朝鮮と臺灣
三　臺灣事件（一八七四年）
(一)　臺灣出兵と朝鮮
(二)　臺灣出兵の原因をめぐって
四　海防論議と日本
おわりに

はじめに

筆者は、拙稿「同治年間における清朝官人の對日觀について」[1]において、同治初年より一八七一年（同治一〇年）の日清修好條規締結までの時期における清朝官人の日本論について検討した。本稿は、この續編として、同治末年、即ち一八七五年初頭までの時期の洋務派官人の日本論を扱う。

ところで、同治年間の日中關係については、蔣廷黻や金基赫がその通史的研究[2]の中で觸れている外、日清修好條規、琉

球歸屬問題、臺灣出兵といった個別的問題に即して、研究がすすめられてきた。[3] これらの研究においては、清國側當事者が、その時々の情況において、日本の政策をどのように見ていたかということが、部分的に言及されている。しかしながら、一八六、七〇年代を通じて、中國における洋務運動の展開、日本における明治維新變革、及び日清修好條規締結による日中關係の新展開という時代の趨勢を背景として、同時代の清朝官人が變わりつつある日本について如何なるイメージを抱いていたか、又彼らはその日本觀をふまえてどのような對日政策を構想したか、といった問題は、これまで十分論ぜられることがなかった。[4] 本稿は、かかる問題に接近する一階梯として、同治年間後期における洋務派官人、とりわけ直隸總督北洋大臣として對日交渉の衝に當った李鴻章の場合を中心として、その日本論を檢討することをねらいとする。

尙、史料としては、本稿は、前稿と同じく、主として『籌辦夷務始末』と『李文忠公全集』とに依據している。[5] 漢文史料以外では、當時の日本論が如何なる情報源に基づいていたかを明らかにするために、『ノース・チャイナ・ヘラルド』(*The North China Herald and Supreme Court & Consular Gazette*) を調査した。總理衙門も李鴻章も、一八六〇年代はじめより、開港場で發行される歐文新聞を翻譯させて海外事情を知る手がかりとしており、[6] 同紙はかかる歐文新聞の代表的存在であったからである。同治年間においては、清朝の官僚が日本へ赴くことは殆どなかったので、[7] 彼らは現實の日本の動向について論ずる際、新聞報道に依據するところが大きかった。

一　日清修好條規締結後の日本論

先ず前稿の要旨を簡單に述べておこう。

一八六〇年代はじめより、一部の清朝官人は、洋務運動の提唱という文脈の中で、同時代の日本の動向に注目しはじめた。彼らの日本論は、大體次のように整理しうる。

(一)　日本は新式の武器や艦船の購入・製造・使用、歐米への留學生派遣といった自強政策を推進しており、この結果列

強の侵略に對し中國よりも有利に對處している。

(二) 明代の倭寇の故事に鑑み、日本が自強を遂行して強國化すれば、中國にとって脅威となる。

(三) 日本は朝鮮併呑を企てるかもしれず、この點で英佛米よりも危險である。

一八七〇年秋日本が柳原前光を派遣して日清條約締結を求めると、清國側は、右のような認識に立脚して、これに應じた。翌年には直隷總督北洋大臣李鴻章を中心として三度にわたり對日條約草案が作成される。清國側では、李鴻章を全權代表、條約草案の起草に當った署江蘇布政使應寶時・津海關道陳欽をその補佐として、一八七一年七月に來華した日本全權伊達宗城との交渉に臨み、日本側の主張をおさえて清國側草案に則った日清修好條規の締結に成功する。尙對日條約締結の方針は、基本的に、自強をすすめつつある日本を中國の敵としてはならぬという判斷に基づいていたが、清國側當事者は、幕末以來の日本の自強努力を注視していたものの、同時代の明治維新變革には注目することがなかった。

さて一八七一年九月一三日に調印された日清修好條規は、對日交渉にあたって清國側が意圖した目的をほぼ滿足させるものであった。李鴻章は、同年一一月二五日附の福建巡撫王凱泰宛書簡(8)で、

日本は頗る西人に引重せらる。その製造・鐵廠・鐵路・練兵・設關は一に西洋の爲す所に仿い、志は小に在らず。ただ諸侯、權を擅にし、列國紛爭に似たるあり。近く各藩を撤し京に回す。議論一ならず。實に我を圖るの心なし。明の成祖強て封じて日本王と爲してより後三百餘年、倭患遂に起る。今中國これに通商議約するを肯ずるにより、喜び望外に出で、願いて此に從う。

として、日本の歐化政策の成果を認めながらも、日本は廢藩置縣による國内不和の故に中國侵略を企てることはなく、中國が修好條規締結に應じたことで滿足しているという樂觀的な見通しを述べた(9)。

ところで、日清修好條規締結後においても、一八六〇年代から見られた、中國において自強政策を推進するために日本

の事例を引合いに出すということが、引續き見られる。卽ち、一八七二年一月二三日、內閣學士宋晉が上奏して、福州船政局と江南製造局とで建造している汽船は實際の役に立たず巨額の國費を浪費しているとして、造船の停止を提言した。(10)北京政府は卽日これについて兩江總督曾國藩など五名の關係地方大官に諮問を發し、四月七日には李鴻章など三名に對しても意見を求めた。(11)諮問を受けた地方大官は、大むね、經費が豫定額を超過し且つ汽船の性能が不十分であることを認めながらも、造船を續行すべきであると答申し、とりわけ李鴻章は、國產汽船を用い民間資本を導入して海運會社を設立する計畫を立て、翌年にはこれに基づき輪船招商局が設立される。(12)

それはさておき、曾國藩・李鴻章は、造船の續行を說く際、いずれも日本のことに論及している。卽ち曾國藩は、一八七二年三月七日受理の總理衙門宛書簡で、自強を圖るためには造船を中止してはならぬとして、

> 泰西各國の輪船、多く且つ精なるは固より、日本、東隅に僻在するに、新辦の輪船また少なからずと聞く。彼豈に經費を惜まざらんや。さてまた國を謀る者はやむをえざる所あるなり。(13)

と述べている。又李鴻章は、三月五日附曾國藩宛書簡で、

> 師門(曾國藩)は本(もと)造船を創議するの人、自ずから須く定見を力持すべし。但、之を貝(かざ)るの財ありて、之を貝(かざ)るの才なし。獨(ただ)に西洋に遠く遜(ゆず)るのみならず、抑も實に日本に如かず。日本、蓋しその君より主持して、臣民心を一にし力を併す。則ち財と才、日に生じて窮さず。中土は則ち一、二の外臣之を持し、朝に議し夕に遷り、早に作り晩に輟(や)む。固より敢てその終極する所を量らざるなり。

と論じ、日本では君臣が一體となって自強に邁進していることと對比して、中國の現狀を痛烈に批判している。(14)

さらに李鴻章は、六月二〇日造船問題につき長文の上奏を呈して、西洋の侵略に對抗するためには火器・艦船を西洋に學ばねばならぬとした上で、

> 日本は小國たるのみ。近く西洋と通商し、鐵廠を添設し、輪船を多造し、西用軍器を變用す。彼豈に西國を圖るの志あ

らんや。蓋し自保の計を爲すなり。日本方に自保を欲し、而して我中國を偪視す。中國自ら計を爲さざるべけんや。

と論じて、日本の例を擧げ且つ日本に對抗するためにも、自強の一環としての造船を停止してはならぬとした。ついで彼は洋式軍艦を用いての海防について詳論し、さらに鐵と石炭を國產する必要を說いて、

日本は現西法を用いて煤鐵の礦を開き、以って大利を興すを聞く。また船器と相表裏を爲すによる。

と述べている。(15) 李鴻章自身の洋務に對する關心が、武器・艦船といった軍事技術から一般的な近代產業へとその範圍を擴げていくにつれて、その日本論が取り上げる對象も擴大していったと言える。

二　日本の對外進出をめぐって——朝鮮と臺灣

一八七一年二—三月、アメリカ駐淸公使ロウ（Frederick F. Low）は、本國政府の命を受けて、シャーマン號事件調査及び朝鮮との通商條約締結のために、ロジャース（John Rodgers）少將麾下の艦隊を伴って朝鮮へ赴くことを計畫し、この旨總理衙門に傳えていた。(16)

かかるアメリカの動きに關し、李鴻章は四月九日附總理衙門宛書簡で次のように述べている。アメリカは朝鮮と條約を結ぶのが目的であって朝鮮を攻擊する意圖はない。他方日本は、「該國政紀」が記す如く、はるか以前から朝鮮併呑を狙っており、しかも西洋諸國とは友好關係にあるので、朝鮮はおそらく單獨では對抗しえず、もしそうすれば日本は朝鮮の最大の患いとなろう。ただ新聞報道によれば、日本では政府高官が暗殺され、國內が不和でおそらく內亂が起こるであろうから、當面は西洋人を助けて朝鮮侵略を謀ることはあるまい。(17) 以上のように李鴻章はアメリカよりも日本の朝鮮に對する脅威を重視したのであるが、この際彼が依據したのは賴山陽の『日本政記』であり、當時の日本の對外進出志向の實情を知っていたわけではなかった。又日本で內亂が起こるであろうという觀測は、『ノース・チャイナ・ヘラルド』の記事に基づいていた。(18)

ロウ公使は出發に先立ち清朝を通じて朝鮮に交渉開始を求めていたが、朝鮮はこれを拒絶し、六月一日漢江口において米朝間に戰鬪が開始される。結局米艦隊は所期の目的を達することなく、七月三日朝鮮より撤退した。(19)

この米朝間の衝突は日清關係にも影響を及ぼした。卽ち、この時李鴻章のもとでは、陳欽と應寶時により對日條約最終草案が作成されつつあったが、陳欽は、米朝衝突について、

それ區區たる高麗を以って彼なお之を畏る。もし我再に能く日本と連合せば、則ち東方各國、その聲勢均已に聯絡せん。一旦事あらば、縱えその臂助を得難きも、亦彼の援濟を斷つべし。或は亦西人を制すの一法ならん。

と論じて「聯日制西」を主張し、この結果、最終草案に、日清攻守同盟とも解釋しうる一種の相互援助條項が新たに插入される。(20) 李鴻章は、前年柳原使節團と接觸した時から日本を中國の「外援」としたいとの考えを表明していたが、六月二二日附王凱泰宛書簡では「東を以って西を制すの說は本より恃むに足らず」と述べており、(21) 日清條約を同盟條約とすることには必ずしも乘り氣でなかったと考えられる。それ故、最終草案に相互援助條項が插入されたのは、朝鮮による米艦隊擊退がその契機であると言ってよい。この條項は、伊達使節團の反對を押し切って、日清修好條規第二條として確定する。

ここで日本の朝鮮政策を見れば、一八七一年八月の廢藩置縣を機會に外務省は對馬藩より對朝鮮外交事務を接收し、さらに一二月副島種臣の外務卿就任後、日本政府は對朝外交の改革をすすめて、七二年一〇月にはそれまで對朝交涉の窓口であった釜山の草梁倭館を外務省管轄下に移した。これをもって對馬が數世紀間にわたり果してきた日朝外交の擔當者としての役割に終止符が打たれるが、朝鮮側はこの措置を認めず、日朝間の公的關係はその後一八七六年二月の日朝修好條規締結の時まで斷たれることになる。(22)

又一八七二年秋より、日本政府內部においては、朝鮮問題への關心に加えて、前年末の臺灣生蕃による琉球難民殺害事件を契機として臺灣出兵が檢討されていた。日本政府は、一八七三年二月、同治帝の親政慶賀と日清修好條規批准交換と

のために、副島外務卿を清國派遣全權大使に任命するが、副島はこの機會をとらえて朝鮮及び臺灣に對する清國の態度を確認するという使命をも擔っていた。副島大使は四月三〇日李鴻章との間で修好條規批准交換をすませ、六月二九日同治帝に謁見し、七月九日天津より出國する。(23)

それではこの間清國側では日本の對外進出志向についてどのような認識を抱いていたか。李鴻章は、一八七三年に入ると、日本の朝鮮侵略に對する懸念を再び表明するようになった。卽ち、清國最初の遣米留學生團の監督として渡米中の陳蘭彬は、一八七二年一二月四日附の天津道臺丁壽昌宛書簡で、日本はアメリカでレミントン（Remington）式後裝銃の彈丸八千萬發を購入し軍艦二隻を發注している、又日本は朝鮮に出兵すると言っており、さらに中國が朝鮮を助けるであろう旨言明している、と知らせてきた。これについて李鴻章は、七三年二月二六日附總理衙門宛書簡で、

> 查するに、日本、使を派して高麗に往かしめ、朝貢を責問す。尙未だ下文若何を聞かず。玆に構兵を聲稱し、並びに中國が高麗を助くと宣言す。意、殊に詭譎なり。その精利の鎗械を廣製するは、固より志小に在らざるなり。(24)

と述べている。ここで日本が朝鮮に朝貢を要求したというのは、幕府征韓計畫に關する一八六七年の八戶順叔新聞寄稿事件を指しているのか、或いは六九年初頭以降の「書契」問題を契機とする日朝間の紛糾を指しているのか、詳らかでない。(25)とまれ李鴻章がこの問題のその後を知らぬと言っているのは、彼がこの時期の日朝關係について情報を得ていなかったことを物語っているといえる。

さて五月一日、李鴻章は副島種臣と長時間にわたり會談した。この時副島は外交問題について詳論し、日本の國際的地位を向上させるために銳意努力していることや治外法權が歐米列國間では認められていないことを述べ、李鴻章に強い印象を與えたが、朝鮮問題には觸れなかった。そこで李鴻章が日朝關係は平和友好であるのか否かを問うたところ、副島は次のように答えた。

> 朝鮮は世々本國對馬島の諸侯と通商す。國主、政に臨み、諸侯、藩を撤してより、朝鮮の使問遂に絕ゆ。屢次人を派

して往說するも、該國之を置きて理わず。書詞は頗る傲慢多し。現仍お使を遣し勸喩す。永く好み嫌無きを得るを冀い、實に侵陵用武の意なし。

これに對し李鴻章は、

近鄰は尤も和睦を要む。朝鮮能く西洋を拒む。國小にして完、法美皆な志此に在らず。貴國既に西洋と通商す。もし朝鮮に事あらば、人將に大を挾みて小を欺くと謂わん。殊に美名にあらず。況んや中國約章と合わず。

と述べ、佛米の侵攻の例を引き且つ日清修好條規を援用して、日本の朝鮮侵略を牽制した。(26)

ところでこの時李鴻章のもとには、「日本は琉球のために臺灣生番劫殺を申理せんと欲す」という新聞情報が屆いていた。だが副島はこの問題に言及せず、李鴻章は、清國側で既に措置を講じているから外國人がこれに藉口することはあるまい、と判斷していた。(27)

副島大使は五月七日北京に入り、謁見儀禮の問題をめぐって總理衙門と折衝を續ける中で、六月二一日隨員の柳原前光と鄭永寧を總理衙門へ派遣して朝鮮及び臺灣問題についての清國側の見解を打診させた。總理衙門は、朝鮮は「屬國」ではあるけれども「封册獻貢ノ典ヲ存スル而已」で、清國はその「內政教令」にも「和戰權利」にも干與しないと述べた。臺灣に關しては、生蕃は「之ヲ化外ニ置キ甚タ理スル事ヲ爲」さず、「我政教ノ逮及セ不ル所ナリ」と回答した。柳原が、臺灣へ「使ヲ出シテ其罪ヲ問ハントス」と述べたのに對しては、殺害されたのは清國の藩屬たる琉球國民であって日本人ではないとした。(28) この會談は日本に臺灣出兵の根據を與えることになるが、會談內容についての公式の外交文書は作成されなかった。(29)

總理衙門から柳原との會談について知らされた李鴻章は、七月九日附同衙門宛書簡で次のように論じた。先ず琉球難民殺害事件に關しては、總理衙門の見解に同意して、これは元來日本とは關係がなく、たとえ日本側が薩摩・琉球間には舊交があるので代って不平を抱くというにせよ、琉球は中國の屬國であるから自ら申訴すればよく、日本が代詢する必要は

ないとした。他方日本の對朝意圖に關しては、李鴻章は強い危惧の念を示して、

朝鮮は我が東土の屛蔽たり。前明の萬歷(ママ)年閒、平秀吉、三韓に大擧し、遼東を度(わた)りて燕京を圖るの志あり。明は故に兵を興して之を援けざるをえず。蓋し日本、陸軍は水軍に較べ、強しと爲す。朝鮮を去ること又最も近し。倭、江浙を寇すも、尙これ沿海肢體の患、倭、高麗を侵さば、遼京根本の憂と爲らん。

と論じ、中國の安全にとっては江蘇・浙江よりも朝鮮の方が重要であるとした。(30)

副島大使は歸路天津に立寄り、七月七日李鴻章と會見した。この時副島は朝鮮問題にも臺灣問題にも觸れなかったが、李鴻章は右のような判斷を抱いていたので、副島と時事全般について論じた際、豊臣秀吉は千古傑出の人物であろうが今彼ほど善く兵を用いる者がいるかと問うた。これに對し副島は、そのような者はいない、ただ秀吉の征韓は七年に及び、軍は疲弊した、泗川で大勝し全韓を呑まんとした時、秀吉が沒したので、遺命により軍を引揚げた、これには天意があったのであり、それ故日本の史書には歷朝の賢君は皆朝鮮を圖ってはならぬという戒めを受けついでいる旨記されている、と答えた。さらに副島が、日本は近年しばしば遣使通問しているが朝鮮はこれに答えようとしない、と述べたのに對し、李鴻章は次のように答えた。

秀吉の大軍、該國を蹂躙すること期たるや過久、千里彫殘す。朝鮮の君民未だ嘗て深く恥じ切に恨まざるなし。嗣いで貢聘を常修すと雖も、諒(おも)うに誠服にあらず。今貴國もし其の朝貢を責めず、但衅(ただ)を釋(と)き好を修むを以って詞と爲さば、或いはともに友睦するを肯ずるやも、亦知る可からず。もし武を用いて強偪せば、斷じて能く相和好するの理なし。

尙この時の會見では臺灣問題は話題にならなかった。(31)

ところで、臺灣への派兵については、六月二一日柳原が總理衙門に通告しており、さらに同日夜鄭永寧が孫士達――彼は副島使節團接待のため李鴻章のもとより總理衙門へ派遣されていた――に、生蕃に對しては「威武ヲ假ル尤切要トス。

今我濟々タル勇士ヲ用ヒ問罪ヲ行ハシムレバ、皆其平ヲ得テ專ラ野蕃ヲ開導スルヲ樂マン」と言明していた。[32] だがそれにもかかわらず、李鴻章は日本の臺灣出兵を危惧していない。これは彼が臺灣の現地官僚から得た情報に影響されたためであると思われる。卽ち李鴻章は、五月一八日附孫士達宛書簡で、臺灣同知黃維煊が、生蕃は趫捷でその地は險峻であり、アメリカが幾度かこれを攻めたが成功しなかった、と語った旨を知らせており、[33] 又七月九日附總理衙門宛書簡においても、以前生蕃による米船殺奪事件の現地調査に從事した遊擊吳世忠が同趣旨のことを語ったと述べている。[34] 李鴻章は、アメリカでさえ如何ともしえなかった生蕃を日本が討伐しうるはずがないと判斷したものと思われる。

他方朝鮮に關しては、[35] 李鴻章は日本の侵略に強い警戒の念を示している。だがこの場合、彼は、在米の陳蘭彬からの情報を契機としながらも、これを現實の日朝關係についての情報で裏附けることをしていない。副島は五月一日の會談で近時の日朝關係について說明しており、又鄭永寧も六月二一日夜孫士達に「我國屢次使ヲ遣シ書ヲ致シ友好ヲ求ル事已ニ五六年ニ及ベドモ、彼（朝鮮）曾テ接答セザル而已ナラズ、反テ嫚罵ヲ加フ」と述べていた。[36] しかるに李鴻章は、これらをふまえた上で副島に對し日朝關係の現狀について論ずることをせず、秀吉の出兵という歷史上の出來事を引用するにとどまっている。[37] 又朝鮮が日本に「貢聘を常修」したと言っているのは、李鴻章が日朝の交隣關係を知らなかったことを示しているといえる。當時鎖國下の朝鮮へは外國新聞の通信員は入っておらず、朝鮮事情が新聞に報ぜられることは殆どなかった。[38] 李鴻章は、日本の國內事情については新聞から情報を得ていたが、日朝關係については歷史書からの知識に賴らざるをえなかったといえる。

三　臺灣事件（一八七四年）

副島外務卿は、歸國後、一八七三年一〇月の所謂征韓論政變で辭職するが、その後內務卿大久保利通を中心に再建された政府は、征韓派士族の不滿をそらすために、一八七四年二月六日臺灣出兵を正式に決定した。四月四日には臺灣蕃地事

務局が設置され、陸軍大輔西郷従道が都督に任命される。ところが日本駐在の英米兩國公使が日本の出兵計畫に抗議して兩國籍の船舶・人員の従軍禁止を通告し、これに衝撃を受けた政府は一九日いったん出兵中止を決め、長崎に集結していた部隊に出發延期を命じた。しかし西郷都督はこれに従わず、五月二日獨斷で出兵を強行し、政府は結局これを追認する。

それでは臺灣出兵に對し清國側はどのような態度をとったか。上海・臺灣・北京での豫備交涉を經て九月大久保利通が全權辦理大臣として北京に入り、ウェード（T. F. Wade）英公使の調停を得て一〇月三一日、日清兩國互換條款及び互換憑單が調印されるまでの日清交涉や、清國側の對日戰準備については、從來の研究が詳論しているのでここでは省略する。(39)以下においては、當時清國側が日本の意圖・出兵事情をどのように見ていたかについて檢討する。

(一) 臺灣出兵と朝鮮

總理衙門が臺灣出兵について知ったのは、四月一八日イギリス駐清公使ウェードが駐日公使パークス（H. S. Parkes）からの電報に基づき日本の計畫について通報したことに始まる。續いて在北京の佛西兩國外交官や總稅務司ハート（R. Hart）、及び北洋大臣李鴻章、南洋大臣李宗羲からも情報がもたらされた。(40)だが總理衙門は當初臺灣出兵の情報に懷疑的であった。總理衙門から事情の調査を命ぜられた李鴻章も、四月二八日附の同衙門宛書簡で、文書による出兵通告がなされていないことや日清修好條規批准交換及び同治帝謁見の後日本とは友好關係が續いていることをあげて、臺灣出兵の情報は信じ難いとした。このような李鴻章の態度は、日本の內情についての以下の如き判斷に立脚していた。

> 日本、內亂甫（ようや）く平ぎ、其の力尙以って遠きを圖るに足らざるに似たり、たとえ武を用いんと欲するも、高麗より先なるはなし。江藤新平、高麗を伐つを請い、尙許されざるによりて、亂を作す。豈に竟に積仇弱小の高麗を舍きて先に強梁梗化の生番を謀るや。(41)

日本の對外侵略は臺灣ではなく朝鮮へ向うはずであるという判斷は、彼が前年の副島大使來華時に表明していたところであるが、征韓論と佐賀の亂については、彼は當時の新聞報道に依據していた。卽ち、『ノース・チャイナ・ヘラルド』は一八七四年一月から三月にかけてこれに關する記事をしばしば揭載しており、例えば同紙二月二六日號は、佐賀の亂について、政府の秩祿（life pension）處分計畫に不滿を抱く士族（サムライ）が征韓を唱えて反亂を起こした、朝鮮は佛米の侵攻後不遜な言辭でそれまでの對日朝貢關係を絕ち、とりわけ朝鮮に近い肥前藩（クラン）や薩摩藩が朝鮮の無禮を討つことを主張している、という解說記事を揭げていた。(42)

その後間もなく總理衙門も李鴻章も日本の臺灣出兵が事實であることを認めるに至り、五月一一日總理衙門は日本外務省に宛て抗議の照會を發し、一四日には、李鴻章の推薦に基づき、福建船政大臣沈葆楨が臺灣進出を命ぜられる。李鴻章は、五月一九日附總理衙門宛書簡で、日本が朝鮮へ出兵するとの新聞報道があるが、(43)もし朝鮮へ行くとすれば西北の對馬から渡海するはずであり、西南の長崎で派兵準備が行なわれることはないとして、これは中國を油斷させるための虛報であろうと述べている。(44)

しかしながら清朝當局者は、臺灣出兵の最中にあっても、日本が朝鮮を侵略するかもしれぬという危惧を抱き續けた。卽ち、七月上旬、沈葆楨――彼は五月二九日附で欽差大臣に任ぜられていた――から總理衙門及び李鴻章のもとに書簡が屆き、沈に從って渡臺した福州船政局正監督ジケル（Prosper Marie Giquel）の以下の如き意見を傳えてきた。

日本、尙五千の兵の長崎に在るあり。臺灣退兵の後、將に高麗に從事せんとす。法美は高麗と前隙未だ解けず、必ず兵船を以って之を助けん。高麗、以って三國を敵とするに足らず。もし中國能く高麗をして法美と立約通商せしめば、則ち日本、勢孤し、敢て兵を動さざらん。高麗の民、以って保全を得ん。たとえ日本妄動するも、高麗の力また支うるに足らん。(45)

これに對して李鴻章は、七月七日沈葆楨に、

高麗は國小にして完、熏蕕不動なり。中國、未だ勸めて法美と通商せしむるに便ならざるに似たり。東洋の平秀吉、昔全力を以って之を伐ち、師老い財殫きて退く。この故に發難を憚る。もし臺に志を得ば、縱情再往せざるを保し難し。ただ高麗は地勢險にして人心齊う。卽ち三國の力、未だ必ずしも全勝を操る能わず。況んや美は遠略なく、法は內患多し。實に此に暇あらず。

と返信した。(46) ここでの李鴻章の朝鮮論は副島大使來華當時のそれを越えていないが、彼は佛米には朝鮮再侵攻の意圖はないと判斷して、日本の侵略に對抗すべく朝鮮に佛米と通商條約を締結させるというジケル案に贊成しなかったのである。

他方總理衙門は、李鴻章とは異った對應を示した。總理衙門の七月一三日附上奏は次のようにいう。

查するに、日本が朝鮮を覬覦するは、これ朝夕にあらず。外國新聞紙屢(しばしば)これを言い、且また獨(ただ)に日本のみにあらざるなり。此次日意(ジケル)格言うところ、未だ必ずしも因なきにあらず。もし日本果して朝鮮に志を逞くするを欲し、兼て法美の相助くあらば、勢漠視し難し。法美と立約通商するの說に至りては、從前各國屢(しばしば)この意あり。歷(つね)に臣衙門婉轉に阻止するを經たり。今旣に聞く所にあり。誼しく應に實に從いて告知すべし。(47)

總理衙門の上奏は直ちに裁可され、禮部より朝鮮國王に宛てこの旨密咨が發せられた。この密咨は朝鮮政府に衝擊を與え、その排日政策を放棄せしめる一因となる。(48) 朝鮮は清國に回咨を送り、朝鮮の對外關係につき大略次のように說明した。日本とは明の萬曆年閒に講信修睦して以來三百年近くになる。同治七年日本の邊臣が、日本では官制政令に大變革があり、今回大いに鄰交を修めたいという書契を傳えてきたけれども、その文字・稱號が多く舊式と違っていたので受納を拒み、その後對日關係には困難が生じた。しかし日朝閒では邊民の往來交易が續いており、「釁を啓き和を失した」ことはない。又朝鮮が佛米との通商立約を望まぬことについては、旣に總理衙門を通じて通告ずみである。朝鮮の回咨は以上のように述べて、日本に對しては「稱兵妄動」せぬよう、又佛米に對しては條約締結を求めぬよう、清國から勸告することを要請した。(49) 清國政府は、一〇月五日、朝鮮の回咨について、ジケルの意見に關しどのような措置をとるかは朝鮮が自

ら決定すべきことであり、日佛米への勸告を行なえばかえってこれら三國に異心を抱かせることになるとして、朝鮮の要請に應じないことを決定した。(50)

ところで清國は、一八六六年の朝鮮への佛艦隊侵攻とシャーマン號事件、及び七一年の米艦隊侵攻に際しては、禮部咨文でもって朝鮮に通報していたが、これらはいずれも北京駐在の列國使臣の要請に基づくものであって、清國が自發的に行なったことではなかった。(51) 他方日本の朝鮮侵略に關しては、一八六七年の八戸順叔新聞寄稿事件の場合と同じく、今回は佛人顧問の意見という根據薄弱な情報であったにもかかわらず、直ちに朝鮮へ通報する措置がとられていることは注目される。この背後には、歐米が意圖する朝鮮との通商は中國の安全を脅かすことはないが、日本は古來朝鮮の領土侵略を狙っており、これは中國に對する重大な脅威となる、という判斷があったものと考えられる。

ただ今回は臺灣出兵という日本の軍事的脅威の最中ではあったが、總理衙門は歐文新聞の報道をその判斷の一根據としており、日本の對朝意圖や日朝關係の實相を把握していたわけでないことは李鴻章の場合と同樣であった。これまで朝鮮は、佛米の侵攻の場合とは異なり、日朝關係の紛糾については清國に知らせておらず、(52) 清國政府が王政復古後の書契問題を契機とする日朝間の緊張について朝鮮から公式に通報を受けたのは、おそらく今回が最初であったと思われる。とまれ、清國は一八八〇年代初頭、李鴻章の主導下に、日露の朝鮮侵略に對抗するために朝鮮を歐米諸國との條約關係に組入れるという政策を採用するが、今回の總理衙門の措置はその嚆矢であったといえる。

(二) 臺灣出兵の原因をめぐって

次に清朝當局者が日本の臺灣出兵の動機をどのようにとらえていたかを見てみよう。李鴻章は、五月一〇日附總理衙門宛書簡で、日本の出兵に對抗するために、對米働きかけの實施や臺灣防衛の強化を進言した。(53) この書簡には四月二七日附の「上海探信」が附されており、日本の出兵動機を次のように說明していた。

舊藩部屬の武士、新近に內亂し、國家に愜らず、高麗を征するを請う。允さずんば再び亂を作すを恐れ、姑く之をして生番を往打せしむ。勝敗を計らず。是れ若輩を驅りて以って從事せしむるのみ。乃ち國家の調停、安插するの苦衷は荒謬絕倫と謂うべし。(54)

李鴻章自身も、六月二日附沈葆楨宛書簡及び五日附總理衙門宛書簡で、それぞれ

聞くに、その薩峒馬島の兵力強横にして、藩を撤するに怨望し、詞を藉りて兵を興し、另に占越を圖り、而して朝臣制抑する能わず、意その東犯を嗾すあり、と。(55)

該國、果して舊藩部兵を發し、遠方に至りて安置し、日本に在りて事を生ずるを免れんと欲さば、亦未だ必ずしも實意に調回するを肯ぜざらん。(56)

と述べている。そして總理衙門もこのような見方に立ったことは、大久保との交渉の妥結を報告する一〇月三一日附上奏に、

該國、江藤新平の亂ありてより、招撫に就くと雖も、亂民衆多にして、安插すべきなし。新聞紙中、屢、該國この項の人衆を臺番境內に安置するを欲すと謂う。(57)

とあることから知られる。

以上の如き、日本は國內の不平士族とりわけ鹿兒島士族の不滿が爆發するのを恐れて、これをそらすために臺灣へ出兵したという推論は、正鵠を射た見方であったといえる。そしてこれは、李鴻章が當初日本の出兵は朝鮮に對してなされるはずであると判斷した場合と同じく、當時の新聞報道に基づいていた。卽ち、『ノース・チャイナ・ヘラルド』は、未だ出兵が行なわれていない四月二十五日、臺灣出兵の動きについて報じ、天皇は士族階級の鬱積した憤懣に捌け口を見つけてやらねばと考えたようである、日本政府は、朝鮮との戰爭を回避しようとした際、深刻な反亂が起こるのを辛うじて免れた、政府は、主戰派との妥協として、薩摩藩が熱望していた二つの遠征の內、より小規模な方を許したのである、と述

べていた。(58) さらに同紙五月三〇日號は、臺灣出兵は、士族の戰爭熱を滿足させるために、朝鮮戰爭の安價な代替として決行された、彼らはその立場に滿足せず、強制された平和に苛立っており、秩序に對する恒常的な脅威となっていた、そして臺灣が、危險がないばかりか利點をも伴う、彼らを用いる場を提供した、と論じている。(59)

ところで李鴻章は、對日條約交涉の當初から、締約後は日本に公使・領事を派遣することを主張していたが、これが實現するのは一八七七年のことであった。それ故清國は臺灣出兵當時日本に外交使臣を置いておらず、日本の政治・軍事についての情報を新聞報道や歐米外交官に依存せざるをえなかった。(60) 清國當局者は、日本の出兵事情についてはともかく、その具體的な作戰計畫や兵力に關しては極めて不十分な知識をもちえたにすぎなかった。李鴻章は日本の動向についての新聞報道を必ずしも信用したわけではなく、例えば九月三〇日附總理衙門宛書簡で、長崎には三萬の兵がおり大久保の北京交涉が決裂すれば直ちに天津・大沽へ向け派遣される、といった「上海新聞紙」の報道について、これは「虛聲恫喝」であり清國を和議に就かせることをねらったものである、と述べている。(61) ただこの場合でも彼がより確實な情報を入手していたわけではなかった。

他方、李鴻章や總理衙門とは異なり、日本の出兵を日中關係の歷史に照らして解釋するという、いわば傳統的な發想法に立った見方もみられた。卽ち、閩浙總督李鶴年は、六月五日受理の上奏で、臺灣は明末に日本が占據したが、その後オランダ次いで鄭氏が奪い、康熙年閒清朝の版圖に入ったとして、「これ日本尤も眈眈たる所以なり」とする。彼はさらに明の鄭若曾の『日本圖纂』を引用して臺灣の地理的位置を述べた後、明代の入貢と侵犯を回顧して、倭は「性狡黠、勇を好み鬪狠」、臺灣の富饒を豔みこれを覬覦している、と論じている。(62) 又福建陸路提督羅大春は、七月二六日受理の上奏で、日本は近年西洋と通交し、「その衣冠に從い、その戰具を學び、一切皆西人の爲す所に效い」、多數の汽船を保有しているとして、「區區數千里の島」にすぎぬ日本がどうして旦夕の閒にこれをなしえたのかと問う。そして、倭寇が制壓された後清代二百餘年閒日本は「蟄伏」していたが、これは決して「分に安んじ己を守って」いたわけでなく、この閒「精

を養い鋭を蓄え」ており、今や數百年間にわたり蓄えられた心と力とが蠢動しているのである、と論じている。(63)

四　海防論議と日本

臺灣事件は一八七四年一〇月三一日に日清兩國間互換條款及び互換憑單が調印されることで解決を見たが、清朝當局者に、自強政策とりわけ海防強化の實が擧っていないことを痛感せしめる契機となった。一一月五日、總理衙門は上奏して、日本の出兵に適切に對處しえなかったことを認め、總理衙門で作成した海防充實のための六箇條、卽ち「練兵」、「簡器」、「造船」、「籌餉」、「用人」、「持久」に關して、南北洋大臣、濱江沿海の總督・巡撫・將軍に意見を具申させることを要請した。北京政府は、同日附の寄信上諭をもって、總理衙門の奏文の寫しを關係地方大官一五名のもとに回付し、一カ月の期限をつけて、具體策を上奏するよう命じた。(64)次いで一一月二一日、北京政府は、前江蘇巡撫丁日昌が提出した「海洋水師章程」（同一九日受理）を、總理衙門の意見に基づき、これら一五名に宛て送付し、同じく檢討を加えた上で意見を上奏することを命じた。(65)さらに一二月六日、總理衙門設立以來恭親王奕訢とともにその中心メンバーであった大學士文祥が單獨で上奏して、日本の脅威に備えるために速やかに措置を講ずべきことを求めた。北京政府は直ちに李鴻章など七名の關係地方大官に對し、文祥の奏文の寫しを送付して、臺灣防衛と海軍力の強化を指示した。(66)

北京政府の諮問に對する地方大官からの答申は、一八七五年一月初頭までに北京に屆いた。(67)その多くは、海防の急務であることを說く總理衙門の見解に同意した上で、六箇條についてそれぞれの意見や各省での現狀を述べており、中でも李鴻章は、自らの推進していた洋式火器・艦船の製造・購入の實績をふまえつつ、新式陸海軍の編成や裝備について詳論し、これらの費用を調達するために、陝甘總督左宗棠の指揮下にすすめられていた新疆回復作戰を停止してその軍費を流用することを主張した。(68)これに對し、湖南巡撫王文韶の如く、海防強化の必要を認めながらも、ロシアのイリ地方占領を重視して、今は新疆の回復にこそ全力を注ぐべきであるとする、所謂塞防論の意見もみられた。(69)かかる海防論と塞防論の

論爭については徐中約や劉石吉の研究[70]があるのでここでは省略し、以下においては、この際清朝大官がどのような日本論を展開していたかについて檢討する。

先ず文祥の上奏は、對日防衞が目下の急務であるとして、次の如く言う。

日本は閩浙と一葦杭（航）す可く、倭人は食言に習い慣れ、此番の退兵は、たとえ中變なきも、その必ず後患なきを保す能わず。尤も慮るべきは、彼國近年舊制を改變し、大に人心を失う〔にあり〕。叛藩の亂民、一旦崩潰せば、則ち我が沿海各口、岌岌堪虞（はなはだゆうりょ）されん。明季の倭患、鑒る可きの前車たり。

このように文祥は日本の變革を否定的にとらえ、それが國内混亂を惹起して倭寇の如く對外侵略をもたらすとするが、李鴻章はこれとは異なった見方をしている。彼は一二月一〇日附の片奏で文祥の上奏について以下のように言う。

該國近年舊制を改變し、藩民服さず、訪聞するに、初め頗る小閧（やや）ぐも、久しくして亦相安んず。その衣冠を變え正朔を易うは、每に識者の譏る所と爲る。然れども、西洋兵法を改習し、鐵路・火車を仿造し、電報・煤窯・鐵礦を添置し、洋錢を自鑄するが如きは、國計民生に利益無きにあらず。並びに多く學生を派して西國に赴き器藝を學習せしめ、多く洋債を借り、英人と暗に黨援を結び、其の勢は日に張り、其の志は小ならず。故に敢て東土に雄を稱え、中國を藐視し、臺灣を窺犯するの擧あり。泰西は強しと雖も、尙七萬里以外に在り。日本は則ち近く戶闥に在りて、我が虛實を伺う。誠に中國の永遠の大患たり。

軍備の洋式化や近代産業の建設、幣制改革、留學生派遣に注目して、日本がこの結果強國化し中國にとって脅威となるという議論は、李鴻章がこれまでしばしば表明してきたところである。ここで彼が、中國人にとっては王朝交替の象徴というべき曆制や服制の變更にさほどの反感を示さず、むしろ日本の近代化への努力を直視していることは、彼の現實主義的な思考樣式を示唆しているといえようか。彼はこれより論をすすめて、日本の脅威に對抗するために、海軍力の強化を說くとともに、對日條約交涉當時からの主張である日本への常駐外交使臣の派遣を速かに實現して、交涉や情報收集に當ら

せねばならぬ、と述べている。(71)

丁日昌も、日本の自強について、李鴻章と似た議論の立て方をしている。彼は、總理衙門の諮問に答えて、「練兵」の項で次のように言う。日本は小國にすぎぬが、近年發憤して自ら誇り、「峨冠博帶の舊習」を變更し、「輪船飛礮の新製」を學んでいる。ロシアには北方領土を與え、イギリスとはレイ（H. N. Lay）による鐵道建設やパークス公使を通じて、又アメリカとはルジャンドル（C. W. LeGendre）を通じて、これら三國との國交を固めている。中國は日本の侵略を警戒せねばならぬが、當面は歐米諸國と友好關係を維持するだけでなく、日本をも羈縻して、その閒に自強に努めねばならぬ。ただ丁日昌は、「用人」の項において、外患を除くことよりも民生を安定させることこそが重要であるとして、

船械一切自強の具は必ず須く東西洋に法を效うべきを除くの外、その餘の人心・風俗・察吏・安民は、仍お當に我が規模に循い、加るに實意を以ってすべし。我の正氣を以って彼の戾氣を靖んじ、日本の正朔を更め衣冠を易うが如く、有識者の竊笑する所となるを致さざるを庶う。

と論じており、自強については日本にも學ぶ必要を認めながらも、その曆制や服制の變更を眞似てはならぬという、所謂中體西用論的立場を表明している。(72)

他方、文祥と同じく、日本の變革或いはその國內政情に對して否定的な見方を示すものもあった。卽ち江西巡撫劉坤一は、一二月二五日受理の上奏では日本について觸れていないが、一二月一八日附の浙江巡撫楊昌濬宛書簡において、日本の君主を趙の武靈王に、臣下を晉の趙穿になぞらえ、日本は何故西洋に借餉してまで臺灣に出兵したのかと問い、

その財盡き民愁うを聞く。亡ぶは立ちどころに待つべし。ただ獗狗將に斃れんとして、人を肆ままに毒すを免れ難し。並びに他國尤を效いて衅を生ずるを慮る。亟かに自強を圖らざるべからず。(73)

と論じて、日本の內政不安がその對外侵略をもたらさぬかという懸念を述べている。

又福建巡撫王凱泰も、一二月一九日受理の片奏で、日本の變革を否定的にとらえ、

該國の政令、向に之を操るの將軍は、專ら中國銅商貿易を恃み、以って利權を擅にす。泰西各國と通じてより、將軍その權を主る能わず。利は西人の奪う所となる。乃ち復舊章を改變し、一に西人に從う。又重利もて之を盤剝し、貧困幾ど支う能わず。是において鋌而走險、兵を興して臺を擾す。論者、その內亂將に作んとす、終に必ず敗亡すべし、と謂う。

と論じて、西洋の經濟的侵略の結果日本が窮乏化したことが臺灣出兵の原因であるとする。次いで王凱泰は、日本が亡んでも固より惜むに足らぬが、西人は日本を外府としており、もし日本を兼幷してしまうならば中國にとって一大事であるとして、日本に外交使臣を駐紮せしめて日本側と聯絡を保ち、西洋の危險を知らしめ、日本を「東洋の屛蔽」とすることを提言している。(74)

以上は全て海防論の立場からの日本論であるが、塞防論の立場から日本に論及した例も見られる。卽ち山東巡撫丁寶楨は、一八七五年一月二日受理の片奏で、

彼は東洋に偏處し、浙閩を距ること甚だ近く、彊梁にして固きを負むは、昔より已に然り。……然れども、臣年來私かに憂い竊かに慮り、寢食安んぜざる所は、則ち尤も俄羅斯に在りて、日本は其の次なる者なり。蓋し外洋各國、中國と水路通ずと雖も、陸路は通ぜず、且つ均遠く數萬里の外に在り。日本は洋面近しと雖も、陸路は尙阻まる。

と述べ、地理的位置という觀點から、「水陸皆中國に通」じているロシアが中國にとって第一の脅威であり、日本がこれに次ぐと論じているが、日本の內情については立入った議論をしていない。(75)

おわりに

本稿における考察は、當面以下のようにまとめることができるであろう。

日清修好條規締結後の清朝官人の日本に對する關心は、一八六〇年代のそれを受けつぎ、次の二つの契機に基づいてい

た。

その一は日本の自強である。これは同時代の中國における洋務運動の展開と表裏の關係にあり、日本の例を引合いに出して中國における自強の必要を説くというものであった。彼らが注目する日本の自強の內容は、一八六〇年代においては洋式武器・艦船の購入・製造や留學生派遣であったが、七〇年代に入ると、これらに加えて、鐵道・電信・製鐵・礦業・幣制など近代產業に關わる事物が言及されるようになる。

その二は日本の脅威である。自強をすすめつつある日本が中國の脅威となるかもしれぬという認識は、既に一八六〇年代から抱かれていたが、この場合は明代の倭寇についての歷史的記憶を日本の侵略志向の根據としていた。七〇年代においても、清朝官人の上奏や書簡には、「倭性桀黠」といった表現が頻出するが、これらは倭寇についての中國史書の記述をふまえたものであった。(76)

しかしながら、七〇年代においては、むしろ、以前は單なる可能性の問題の域を出なかった日本の朝鮮侵略が、より切實な問題として、意識されるようになる。とりわけ李鴻章は、副島使節團來華時には、揚子江下流地域よりも朝鮮こそが中國の安全にとって重要であると考えるようになっていた。ただこの當時、清國當局者は、日本の自強や內政事情については新聞報道からある程度の情報を得ていたが、日朝關係については、日本や朝鮮現地から直接情報を入手する手段を持たなかった。それ故、日本の朝鮮侵略に關する李鴻章の危惧は、在米官僚からの書簡や副島使節團の言動という、いわば間接的な情報に依據していた。これらに觸發されて日本の對朝企圖を論ずるにあたり、李鴻章は、豐臣秀吉の朝鮮出兵という歷史上の出來事を一つの判斷基準とした。この場合、彼は、中國史書とともに、一八六〇年代以降中國に入ってきた日本の歷史書、例えば賴山陽の『日本政記』から、日朝關係史についての知識を得ていたと思われる。(77)

臺灣出兵の當初、李鴻章は、日本が出兵するとすれば朝鮮に對してであると判斷したが、この誤りは、新聞報道に動かされた結果であるとともに、歷史的先入主に影響されたという一面もあったと思われる。卽ち、日本の朝鮮侵略には秀

吉の出兵という前例があるが、臺灣についてはそれはなかった。さらに、臺灣出兵の起因たる琉球問題に關しては、清朝は、琉球と册封關係を維持しながらも、琉球が薩摩藩の支配下にあった事實に氣付いていなかった(78)。清朝が國初以來一貫して琉球よりも朝鮮を重視する姿勢をとってきたことも(79)、清朝當局者をして琉球・臺灣問題よりも朝鮮問題に敏感ならしめた一因であったと考えられる。又この時期、日本はとりわけ陸軍が強力であるという意見が清朝當局者により表明されているが(80)、これも、秀吉の出兵や倭寇という歷史上の出來事を現實に投影させた見方であったといえる。

さて臺灣事件を契機として、彼らは、日本が歐米列強と並ぶ、或いはそれ以上の中國にとっての脅威であるという認識を抱くとともに、「舊制の改變」といった日本の內政事情にも注意を向けはじめた。但し彼らは、明治維新變革の中核というべき德川幕府の倒壞、天皇制政府の成立を、特に問題として取上げるということはしていない。ところで王政復古については、『ノース・チャイナ・ヘラルド』がしばしば報じている外、一八七〇年一〇月に柳原使節團が清國側に傳えており(81)、一八七三年の副島使節團來華時までには北京官界で一般に知られていたと推定される(82)。それにもかかわらず、七四年末においても清朝大官の日本論でこれが特に問題視されていないということは、次のような推論を可能にするであろう。卽ち、彼らの一部は、洋務運動の推進という自らの關心から日本の自強努力に注目し、又日本の中國に對する脅威を考える際、日本の自強とともに同時代の日本の廢藩置縣や曆制・服制の變更といった內政事情にも目を向けたが、これらの考察を深めて明治新政府成立の意義を論ずるまでには至らなかったのであり、ここにこの時點での所謂洋務派官僚の對外認識における限界或いは被制約性があったと言えるであろう。

因みに、臺灣事件解決後間もない頃に書かれたと推定される陳其元「日本近事記」は、明治維新について、

> 往者、日本國王、姓を改めざること二千年、國中七十二島、島各主あり、列して諸侯と爲る。美加多、國を篡い其の前王を廢してより、又各島主の權を削る。島主、柄を失いて疑を懷き、遺民、舊を念いて憤を蓄え、常に一旦事あらば閒に乘じて蠭起せんことを望む。彼昏くして悟らず、尙復怨を高麗に搆え、國中をして西服に改め、西言を效

い、書を焚き、法を變ぜしむ。是において國を通じて便ならず、人人亂を思う。

と說明し、天皇家と德川氏を混同した上で維新を易姓革命としてとらえ、新政府が推進した廢藩置縣や歐化政策の意義を全面的に否定している。[83] 陳其元は同治元年淮軍幕府に入り、[84] 一八七一年伊達使節團來華の頃上海知縣に任命されていた。[85] 又彼は、對日條約交涉の當事者であった應寶時の意見を基礎として「日本近事記」を執筆した旨明記している。ここに見られる日本論は、この頃李鴻章の周邊にあって洋務に關わった清朝官人の日本觀をある程度代表していると言ってよいであろう。

その後、一八七七年には東京に清國公使館が開設され、清國政府は漸くにして日本からその國內事情についての情報を直接入手することが可能となった。又一八七六年以後、李鴻章は朝鮮政府の要人李裕元との間に非公式的通信チャネルを持つに至り、これによって、清國が日本の對外侵略の目標と看做す朝鮮から、日朝關係の推移についての情報がもたらされるようになる。[86] かかる情況下で清朝官人の日本論が如何なる軌跡をたどることになるのかについては、今後の課題としたい。

註

（1）佐々木揚「同治年間における清朝官人の對日觀について——日清修好條規締結に至る時期を中心として——」『佐賀大學教育學部研究論文集』、三一集二號（I）　一九八四年。

（2）T. F. Tsiang, "Sino-Japanese Diplomatic Relations, 1870—1894," *Chinese Social and Political Science Review*, XVII/1 (1933). Key-Hiuk Kim, *The Last Phase of the East Asian World Order: Korea, Japan, and the Chinese Empire, 1860—1882*, Berkeley 1980.

（3）日清修好條規に關する從來の研究については、佐々木前揭論文の「はじめに」を參照。臺灣出兵とその背景をなす琉球歸屬問題については多くの研究があるが、漢文史料を使い清國側の事情にも觸れているものは次の通り。許世楷「臺灣事件（一八七一—一八七四年）」『國際政治』、一九六四年二號（『日本外交史の諸問題Ⅱ』）　一九六五年。栗原純「臺灣事件（一八七一—一八七四年）——琉球政策の轉機としての臺灣出兵——」『史學雜誌』、八七編九號　一九七八年。金城正

篤『琉球處分論』、沖縄タイムス社　一九七八年。石井孝『明治初期の日本と東アジア』、有鄰堂　一九八二年。梁嘉彬「琉球亡國中日爭持考實（上、下）」『大陸雜誌』、四八卷五—六期　一九七四年。王繩祖「一八七四年日本侵占臺灣和英國的外交活動」同『中英關係史論叢』、北京　人民出版社　一九八一年。Hyman Kublin, "The Attitude of China during the Liu-ch'iu Controversy, 1871—1881," *Pacific Historical Review*, XVIII/2 (1949). Sophia Su-fei Yen, *Taiwan in China's Foreign Relations, 1836—1874*, Hamden (Conn.) 1965.

（4）中國人の明治維新觀という問題に關しては、佐藤三郎及び王曉秋の研究がある。だが兩者とも、一八七〇年代末以後來日する中國人が書き記した記錄の類を主たる史料として使っており、同治年間に見られた日本論には觸れていない。佐藤三郎「明治維新以後日清戰爭以前に於ける支那人の日本研究」『歷史學研究』、八三號　一九四〇年。同「明治初期における中國人の明治維新政治に對する見方について」『山形大學紀要（人文科學）』、八卷四號　一九七七年。同『近代日中交涉史の研究』、吉川弘文館　一九八四年。王曉秋「清末中國形形色色的明治維新觀」『世界歷史』增刊（『明治維新的再探討』）、一九八一年。

（5）他に、『海防檔』（臺北　中央研究院近代史研究所　一九五七年）、『清季中日韓關係史料』（中央研究院近代史研究所　一九七二年）、中國史學會編『洋務運動』（上海　一九六一年）を參照した。尙最近刊行された『近代中國對西方及列強認識資料彙編』第二輯（中央研究院近代史研究所　一九八四年）は、同治年間における中國人の歐米及び日本認識に關わる資料を主として『籌辦夷務始末』や官僚の文集から集めた、頗る便利な資料集である。但し彼らの日本論に關する史料が全てこれに收められているわけではない。

（6）『籌辦夷務始末』（臺聯國風出版社影印、一九七二年）、咸豐朝、卷七一、頁二五裏、同治朝（以下「夷務・同」として引用）、卷四七、頁二〇表—裏。『李文忠公全集』（文海出版社影印　一九六二年）、朋僚函稿（以下「李集・朋僚」として引用）、卷一、頁二表。

（7）例外として、一八七二年のマリア・ルーズ號事件に際し、陳福勳（補用同知候補知縣）が同年九月兩江總督のもとより中國人苦力引取りのため日本へ派遣されている。

（8）王凱泰（一八二三—一八七五、道光三〇年の進士）は同治二年淮軍幕府に入り、以後李鴻章とは密接な關係にあった。王爾敏『淮軍志』、臺北　中國學術著作獎助委員會　一九六七年、頁三二四、三三四—三三六、三八五—三八六。

（9）李集・朋僚、卷一一、頁二七表。尙廢藩置縣については、*North China Herald*（以下 *NCH* として引用）, VII/234 (Oct. 25, 1871), pp.811—812, に、當面諸侯 (Princes) はこの大變革に反對していないが、今後どうなるかはわからぬ、と報ぜられている。

（10）夷務・同、卷八四、頁三五表—裏。

（11）同書、卷八四、頁三六表—裏、卷八五、頁三八表—三九表。

(12) この問題については、呂實強『中國早期的輪船經營』（中央研究院近代史研究所　一九六二年）、頁二三〇—二五五、に詳しい。

(13) 『海防檔』、乙、福州船廠(一)、頁三二六。

(14) 李集・朋僚、巻一二、頁三裏—四表。尚李鴻章は、五月一四日附黄彭年宛書簡においても、日本は「上下心を一にして西土に皈依し、機器・鎗礮・戰艦・鐵路は事事に英美に法を取る」と論じている。同書、巻一二、頁一四表。

(15) 『李文忠公全集』、奏稿（以下「李集・奏稿」として引用）、巻一九、頁四五表—五〇表。

(16) 田保橋潔『近代日鮮關係の研究』全二冊　一九四〇年、原書房復刻　一九七三年、上巻、頁八七。Kim, pp.56—57.

(17) 『李文忠公全集』、譯署函稿（以下「李集・譯署」として引用）、巻一、頁一三裏—一四表。

(18) *NCH* VI/203 (March 22, 1871), pp.195, 200—201. 暗殺された高官とは參議廣澤眞臣のことである。

(19) 田保橋、頁八九—九九。Kim, pp.57—61.

(20) 王蘧『李鴻章與中日訂約（一八七一）』、中央研究院近代史研究所　一九八一年、頁八八、九二。陳欽の七月三一日附總理衙門宛函を引用している。

(21) 李集・朋僚、巻一一、頁六表。

(22) 田保橋、頁二〇三—二一二。Kim, pp.160—165.

(23) 前註(3)に擧げた諸文献を參照。尚副島の清國派遣については次の論文に詳しい。Wayne C. McWilliams, "East Meets East: The Soejima Mission to China, 1873," *Monumenta Nipponica*, XXX/3 (1975).

(24) 李集・譯署、巻一、頁四三表。

(25) 佐々木、頁二八—三一、三六、を參照。

(26) 李集・譯署、巻一、頁四三裏—四五表。尚副島使節團の「使清日記」、五月一日の條は、朝鮮問題については觸れていない。『大日本外交文書』（以下「外交文書」として引用）、巻六、頁一三八—一三九。

(27) 李集・譯署、巻一、頁四六表。尚この新聞情報は、*NCH*, X/309 (April 3, 1873), pp.291—292; X/310 (April 10), p.308, に基づいていると思われる。又 *ibid.*, pp.315—317, には、E. W. Satow による琉球論が掲載されている。この論文は、新井白石の『琉球事略』などに據って日琉關係史、就中薩摩藩による征服のことを述べ、さらに琉球の風土や社會の諸相について論じており、頗る興味深い。

(28) 外交文書、巻六、頁一七七—一七九。

(29) 中國側史料では、この會談については、臺灣出兵後の一八七四年五月一四日附總理衙門上奏（夷務・同、巻九三、頁二七表—裏）の中で觸れられている。これによれば、柳原は「擬遣人赴生番處說話」と言い、その後鄭永寧が「若臺灣生番地方、祇以遣人告知、嗣後儻有日本人前往、好爲相待」と述べたにすぎず、日本側は派兵するとは言わなかった、とされている。しかし會談當時清國側が派兵の意味に理解していたことは、李鴻章の七三年六月二五日附兩江總督李宗羲宛書簡（李集・朋僚、巻一三、頁一〇裏）に、「牽及朝鮮、與戎臺灣生番等事」が問題となった、とあることから推測しう

る。

(30) 李集・譯署、卷一、頁四八裏—四九表。

(31) 同書、卷一、頁四九表—裏。尙「使清日記」、七月七日の條は、李・副島會談で朝鮮問題が話題となったことを記していない。外交文書、卷六、頁一九二—一九五。

(32) 同書、卷六、頁二〇九。尙前註(29)を參照。

(33) 李集・朋僚、卷一三、頁四裏。

(34) 李集・譯署、卷一、頁四八裏。

(35) 陳蘭彬は、前引の一八七二年一二月四日附書簡以外にも、日本の動きについての報告を李鴻章に送っている。李鴻章は、七三年七月九日附總理衙門宛書簡で、朝鮮問題に關する副島との問答を記した後、「日本派子弟赴各國、學製鎗礮、習駕輪船等事、其人多強悍之氣、且購回後門鎗礮甚多、不知其意何居、殊可慮耳」という書簡を在米の陳蘭彬から受取ったと述べている。李集・譯署、卷一、頁四九裏。

(36) 外交文書、卷六、頁二〇八。

(37) 管見の限りでは、清末官人の日本論で豊臣秀吉に言及するのはこれが最初である。それまでは、日本の脅威について論ずる際、歷史上の例としては倭寇のことが擧げられていた。

(38) *NCH*, X/307 (March 20, 1873), pp.248—249.には、朝鮮の朝貢使から得られた情報として、朝鮮では國王の父が不法にも攝政として實權を握っている、佛米の侵攻を擊退した後、攝政は自信を強めて貴族や人民に對する壓政を強化している、という記事が揭載されている。日本に關しては、朝鮮に日本人がまだいるのかとの問いに對し、朝貢使は、約三年前に日本人は全員歸國したと聞いた旨答えた、とのみ記されている。cf. *ibid.*/308 (March 27), pp.265—266.

(39) 前註(3)に擧げた諸文獻を參照。とくに Yen と栗原の研究が詳しい。

(40) 夷務・同、卷九三、頁二五裏—二六裏。

(41) 李集・譯署、卷二、頁二〇表—裏。

(42) *NCH*, XII/356 (Feb. 26, 1874), p.173. cf. *ibid.*/349 (Jan. 8, 1874), p.27; 353 (Feb. 5), pp.105—106; 355 (Feb. 19), pp.156—157; 356 (Feb. 26), pp.171—172, 175—176, 180—181; 357 (March 5), p.192; 358 (March 12), pp.220—221; 359 (March 19), p.241; 361 (April 2), p.288. 尙當時日本政府は、江藤新平らが上海へ逃れたかもしれぬと疑い、品川駐上海領事を通じて兩江總督李宗羲にその逮捕引渡しを要請した。*ibid.*, 358 (March 12), p.220. 夷務・同、卷九九、頁四一裏。外交文書、卷七、頁二九三。

(43) cf. *NCH*, XII/366 (May 9, 1874), pp.403, 410—411.

(44) 李集・譯署、卷二、頁二八表。

(45) 夷務・同、卷九四、頁三七表。

(46) 李集・朋僚、卷一四、頁一一裏。

(47) 夷務・同、卷九四、頁三七表—裏。

(48) 田保橋、頁三三三。Kim, pp. 211—214. 原田環「朝鮮の鎖國攘夷論——金平默を中心に」(『史潮』、新一五號 一九八四年)は、この密咨の到來を劃期として、朝鮮の鎖國攘夷期(一八六六—八〇年)を前後二期に分けている。尙、同「十九世紀の朝鮮における對外的危機意識」(『朝鮮史研究會

論文集』、二一集　一九八四年）を併照。

（49）夷務・同、巻九七、頁一五裏―一七表。

（50）同書、巻九七、頁二七裏―二八裏。尙總理衙門は、朝鮮は清韓宗屬關係を口實にその對外關係上の面倒を清國に押しつけようとしている、と考えていたようである。米朝衝突に關する一八七一年一二月二四日附の總理衙門の片奏（『清季中日韓關係史料』、一八八文書、夷務・同、巻八四、頁二四表―裏）を參照。

（51）夷務・同、巻四二、頁五〇裏―五一裏、六五裏―六六表、巻四五、頁一〇裏―一三裏、巻八〇、頁一二表―一三裏、頁一九裏―二〇裏。

（52）佐々木、頁三六、四一―四二、を參照。

（53）李集・譯署、巻二、頁二四表―裏。

（54）同書、巻二、頁二五表―裏。

（55）李集・朋僚、巻一四、頁四裏。

（56）李集・譯署、巻二、頁三〇裏。

（57）夷務・同、巻九八、頁一五裏―一六表。

（58）*NCH*, XII/364 (April 25, 1874), p. 356.

（59）*ibid.*, 369 (May 30, 1874), p. 472.

（60）臺灣出兵の初期、遣米留學生團の監督である容閎がたまた日本に滯在しており、李鴻章のもとへ、日本外務省は臺灣出兵を阻止しようとした、といった情報を送り、又對米及び對日外交交涉について進言している。但し容閎の『西學東漸記』はこのことに觸れておらず、詳細は不明である。李集・譯署、巻二、頁二六裏、頁三〇表―裏、朋僚、巻一四、頁六表。

（61）李集・譯署、巻二、頁四五表―裏。cf. *NCH*, XIII/385 (Sept. 19, 1874), p. 298.

（62）夷務・同、巻九三、頁四三裏―四四裏。

（63）同書、巻九五、頁一五裏―一六表。

（64）同書、巻九八、頁一九表―二一裏。『夷務始末』では六箇條は省略されている。これについては、『道咸同光四朝奏議』（臺灣商務印書館影印　一九七〇年）、第六册、頁二六一〇―二六一四、を見よ。尙、總理衙門上奏の初稿が、『洋務運動』、第一册、頁二七―二九、に收められている。

（65）夷務・同、巻九八、頁二三表―二七表、二九表―裏。

（66）同書、巻九八、頁四〇表―四二表。

（67）同書、巻九八、頁三一表―三五裏（署山東巡撫漕運總督文彬）、頁四二表―四五表（盛京將軍都興阿）、巻九九、頁二裏―一二裏（兩廣總督英翰・安徽巡撫裕祿）、頁一二裏―三四裏（大學士直隸總督李鴻章）、頁三四裏―四一表（浙江巡撫楊昌濬）、四四裏―五二表（福建巡撫王凱泰）、頁五二表―六一裏（湖南巡撫王文韶）、巻一〇〇、頁一表―一一表（兩江總督李宗羲）、頁一一裏―一八裏（湖廣總督李瀚章）、頁一八裏―二二表（閩浙總督李鶴年）、頁二二表―二八表（江西巡撫劉坤一）、頁二八表―三〇表（王文韶）、頁三一裏―四二裏（山東巡撫丁寶楨）、頁四二裏―四三表（裕祿）、頁四三表―四四表（江蘇巡撫吳元炳）。沈葆楨の上奏は、葛士濬輯『皇朝經世文續編』（文海出版社影印、沈雲龍主編『近代中國史料叢刊』第七五輯）、第五册、頁二六〇〇―二六〇七、及び

『洋務運動』、第一册、頁七六—七七、に收められている。又丁日昌及び左宗棠も、總理衙門から諮問を受け、六ヵ條についての意見を具申している。『皇朝經世文續編』、第五册、頁二六〇七—二六二四、『左文襄公全集』（文海出版社影印一九七九年）、書牘、卷一四、頁四六裏—五七表。

(68) 夷務・同、卷九九、頁二三裏—二四裏。尙坂野正高は、この李鴻章の上奏を、「變法論的な發想に立っていてすこぶる注目に價する」と評している。坂野正高『中國近代化と馬建忠』、東京大學出版會　一九八五年、頁七七。

(69) 夷務・同、卷九九、頁六〇裏—六一裏。

(70) Immanuel C. Y. Hsü, "The Great Policy Debate in China, 1874: Maritime Defense vs. Frontier Defense," *Harvard Journal of Asiatic Studies*, XXV (1965). 劉石吉「清季海防與塞防之爭的研究」『故宮文獻』、二卷三期　一九七一年。

(71) 夷務・同、卷九九、頁三二表—三四裏、李集・奏稿、卷二四、頁二六表—二八表。

(72) 『皇朝經世文續編』、第五册、頁二六〇八—二六〇九、二六二〇—二六二一。尙丁日昌の海防論については、呂實強『丁日昌與自強運動』（中央研究院近代史研究所　一九七二年）、頁一九〇—一九六、二三三—二四一、を參照。

(73) 『劉坤一遺集』（北京　中華書局　一九五九年）、第四册、書牘、頁一七六〇。尙、同、頁一七五一、を參照。胡服騎射の風を採用した趙の武靈王に明治天皇をなぞらえる例は、金安清「東倭考」（王錫祺輯『小方壺齋輿地叢鈔再補編』〔廣文書局影印　一九六四年〕第一〇帙、及び『倭變事略』〔中國歷史研究資料叢書　一九五一年、上海書店復印　一九八二年〕に所收）にも見られる。尙、王曉秋、頁一四四、を參照。

(74) 夷務・同、卷九九、頁五一裏。王凱泰と李鴻章の關係については、前註(8)を參照。李鴻章は、一八七一年一月一八日附總理衙門宛書簡で、日清間の銅貿易が咸豐年間太平天國のために廢れ、洋商が日本の銅を輸出するようになったと論じているが、日本の窮乏化ということは言っていない。李集・譯署、卷一、頁一〇表。又將軍が清國への銅輸出を獨占して巨利をえたという見方は、前揭「東倭考」にも記されている。

(75) 夷務・同、卷一〇〇、頁四〇裏—四一表。以上の外に、日本については、署山東巡撫漕運總督文彬、浙江巡撫楊昌濬、兩江總督李宗羲が簡單に觸れている。文彬は、日本は「餉糈甚だ匱く、事事に西洋に濟を仰ぐも、なお兵を練り武を修め」ており、その心は測り叵い、と述べている。楊昌濬は、日本は「貧小の國」であるのに「重貲を惜まず、力めて西法に師う」として、中國も發憤せねばならぬとする。李宗羲は、「練兵」に關し、明代の倭寇は「戚繼光等、陸兵を精練し、血戰すること數年、甫て其の衆を盡殲するを得」た例を引いて、海軍よりも陸軍の充實に力を注ぐべきであると論じている。夷務・同、卷九八、頁三五表、卷九九、頁三六表、卷一〇〇、頁三表。

(76) 李集・譯署、卷一、頁一〇表。尙次を參照。李集・朋僚、卷一一、頁三表、一〇裏、卷一二、頁一四表。夷務・同、卷

九三、頁四四裏（李鶴年）、巻九四、頁三裏（福州將軍文煜・李鶴年・沈葆楨）。『明史』、日本傳、には「倭性黠」とある。

(77) 一八六四年健順丸で上海に入港した幕吏が上海道臺應寶時に賴山陽の『日本外史』を贈り、以後諸藩によっても『日本外史』や『日本政記』が持込まれた。佐藤『近代日中交涉史の研究』、頁三一。李鴻章は、一八七一年四月九日附總理衙門宛書簡で、『日本政記』を引用して日本の朝鮮侵略について論じている。前註(17)を參照。同年七月に來華した伊達使節團は「經史等書十三種」を上海同知陳福勳に引渡しており、七三年の副島使節團も『大日本史』や『日本外史』を總理衙門や同文館に贈っている。外交文書、巻四、頁一九五、一九九、巻六、頁一八七、二一〇。李鴻章は、七四年六月五日附總理衙門宛書簡で、「日本國史」に據って明代遣日使節が拘留されたことを述べているが、これが何れの書物を指しているのかは解らない。李集・譯署、巻二、頁三〇裏。

(78) Ta-tuan Ch'en, "Investiture of Liu-ch'iu Kings in the Ch'ing Period," John K. Fairbank, ed., *The Chinese World Order*, Cambridge (Mass.) 1968, p.163.

(79) 和田博德「阮朝中期の清との關係（一八四〇—一八五年）」山本達郎編『ベトナム中國關係史』、山川出版社　一九七五年、頁五五三—五五四。朝鮮への册封使は從一品から正三品までの高官が任命されたのに對し、琉球・ベトナムへの册封使は正五品から從七品までの中堅以下の官僚が任命された。

(80) 李集・譯署、巻一、頁四九表。夷務・同、巻九四、頁四表（文煜・李鶴年・沈葆楨）、巻九五、頁三七表（文彬）。

(81) 佐々木、頁三八。

(82) 副島らとほぼ同じ頃北京に入った朝鮮の朝貢使は、歸國後、「倭主」が「洋酋」の力を藉りて「關白」（德川幕府）を除去した旨朝鮮國王に報告している。田保橋、頁五五六。原田「十九世紀の朝鮮における對外的危機意識」、頁九五。

(83) 王錫祺輯『小方壺齋輿地叢鈔』、廣文書局影印　一九六四年、第一三册、頁七九七一。「美加多（Mikado）」という語を使っていることは、陳其元が英文新聞から情報を得ていたことを推測させる。尙、佐藤「明治初期における中國人の明治維新政治に對する見方について」、頁一二九、を參照。

(84) 王爾敏、頁三一三、三一六、三二七。

(85) 外交文書、巻四、頁一九九。夷務・同、巻八四、頁二六表。

(86) Kim, pp.241, 250—251, 277. 田保橋、頁五五〇—五五五。尙、原田環「朝・中『兩截體制』成立前史——李裕元と李鴻章の書簡を通して——」（飯沼二郎・姜在彥編『近代朝鮮の社會と思想』、未來社　一九八一年）、を參照。

THE DISCUSSIONS ABOUT JAPAN AMONG THE QING BUREAUCRATS BELONGING TO THE YANGWU MOVEMENT IN THE LATTER PART OF THE TONGZHI ERA—with special emphasis on Li Hong Zhang 李鴻章

SASAKI Yô

The discussions about Japan among the bureaucrats associated with the Yangwu Movement after the conclusion of the Sino-Japanese Treaty of Amity in 1871, being a continuation of the discussions that had taken place during the 1860s, dealt with 1) Japan's self-strengthening and 2) the threat posed by Japan. In connection with the first point, the scope of the discussions widened from dealing with the westernization of the military to dealing with the establishment of modern industries. In connection with the second point, the view that if Japan became of great power, then, with the example of the Japanese pirates 倭寇 in mind, she would pose a threat to China, was already held during the 1860s, but what caused anxiety in the 1870s was Japan's invasion of Korea. The Chinese obtained their knowledge of Japan's selfstrengthening and internal affairs directly from newspaper reports, but about the state of affairs in the relations between Japan and Korea they were only able to obtain indirect and incomplete information and they were thus influenced by historical preconceptions. The dispatch of troops to Taiwan in 1874 took the Qing authorities by surprise, as they thought that Japan's expansion was in the direction of Korea, but it made them aware of the Japanese domestic reasons leading to the dispatch of troops. Some of them paid attention to the reforms of domestic politics, such as the abolition of fiefs and establishment of counties that had come in addition to the self-strengthening policies, but they did not discuss the meaning behind the overthrow of the Tokugawa Bakufu and the establishment of the Meiji Restoration government.